官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○特定貨物鉄道事業者を定める告示及び特定旅客鉄道事業者を定める告示の一部を改正する告示（国土交通八三三）　一
〔その他告示〕
○時刻認証業務の認定に関する規程第三条第一項に規定する時刻認証業務の認定に関する件（総務二七七、二七八）　一
○円借款の供与に関する日本国政府とパナマ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務三一七）　二
○返納を命じた旅券を無効とする件（同三一八）　三
○地震の影響を受けた主要経済インフラの緊急復旧計画のための贈与に関する日本国政府とバヌアツ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同三一九）　三
○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件（財務二二六）　三
○国宝を管理すべき団体を指定する件（文化庁一四）　三
○重要文化財を管理すべき団体を指定する件（同一五～一七）　三
○保安林の指定をする件（農林水産一二三一～一二三八）　三
○道路に関する件（近畿地方整備局九一、九二）　三
○道路に関する件（中国地方整備局六〇）　三
〔国会事項〕
官庁事項
近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）　三
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　三
〔皇室事項〕
諸事項　三
〔官庁報告〕
財団関係　三
〔公告〕
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　三
裁判所　三
官庁　三
会社その他　三六

法規的告示

○国土交通省告示第八百三十三号

鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）第七十一条第一項第五号の二ロ及び第六号ロの規定に基づき、特定貨物鉄道事業者を定める告示及び特定旅客鉄道事業者を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年八月二十二日　国土交通大臣　中野　洋昌

特定貨物鉄道事業者を定める告示及び特定旅客鉄道事業者を定める告示の一部を改正する告示

（特定貨物鉄道事業者を定める告示の一部改正）

第一条　特定貨物鉄道事業者を定める告示（昭和六十二年運輸省告示第二百三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
氏名又は名称	住所
日本貨物鉄道株式会社	東京都港区港南一丁目八番十五号

改正前	
氏名又は名称	住所
日本貨物鉄道株式会社	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目三十三番八号

（特定旅客鉄道事業者を定める告示の一部改正）

第二条　特定旅客鉄道事業者を定める告示（昭和六十二年運輸省告示第二百四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
氏名又は名称	住所
（略）	（略）
九州旅客鉄道株式会社	福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目二十五番二十一号

改正前	
氏名又は名称	住所
（略）	（略）
九州旅客鉄道株式会社	福岡県福岡市博多区博多駅中央街一番一号

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

その他告示

○総務省告示第二百七十七号

時刻認証業務の認定に関する規程（令和三年総務省告示第百四十六号）第三条第一項の規定に基づき、次の時刻認証業務を令和七年八月八日付けで認定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

令和七年八月二十二日　総務大臣　村上誠一郎